

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2008.4.10発行〈通巻第378号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●労災認定事業場公表ようやく

石綿疾患で厚生労働省 2

●アスベスト報道ダイジェスト 2008年3月 6

●「元請事業者の配慮」を盛り込んだ新「交通労働災害防止ガイド
ライン」 改正労働安全衛生法を読む⑧ 7

●韓国からのニュース 14

●前線から(ニュース) 17
石綿調査でイタリア・カザーレ訪問 イタリア／患者と家族
の会岡山支部設立 岡山

労災認定事業場公表ようやく 前回(2005年)公表分の 164事業場は除外 石綿疾患で厚生労働省

懸案の石綿疾患認定事業場公表が3月28日に実施された。

2005年度、2006年度の2年間に労災保険法と石綿新法（労災時効救済のための特別遺族給付金）で新規に認定された案件が公表対象となった。

今回公表にあわせて実施した全国安全センターによるホットラインには、新たに明らかにされた事業場の関係者からの問い合わせが目立った。

石綿新法改正についての国会議論がはじまるなか、これまで実施されてきた制度・政策の検証にとって石綿被害の情報公開は重要なポイントである。格差と隙間のない救済の実現のためにも、今後とも徹底した情報公開を求めていかなければならない。

アスベスト問題の長い取り組みはまだはじまったばかりである。

（公表資料は<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/h0328-4.html>でみることができ。しかし、ホームページだけによる情報提供はきわめて不十分。これまでの公表分を含め整理し、パンフレットにして労基署や保健所の窓口で配布するなどするべきだろう。）

2167事業場が追加

公表対象となったのは2514事業場、認定件数で3382件。しかし、実際に公表されたのは2167事業場、2488件についてであって、347事業場、894件分は「公表外」とされ公表されなかった（表1）。

今回特に問題となったのは、「公表外」とされたうち164事業場、711件について、2005年7月と8月の公表（2004年度までの認定事業場公表）にリストアップされていた事業場だということで除外したことだった。厚労省の記者会見でも批判が集中、追加公表を表明せざるを得なくなり、近日中の追加公表が決まった。

この2年間で追加の労災認定があった164事業場の平均認定件数は $711/164 = 4.34$ 件で、新規の2167事業場の平均認定件数 $2488/2167 = 1.15$ 件の3.8倍であり、164事業場は被害が多発していることがわかる。

結局、今回新たに2167事業場がリストアップされ、05年公表では約400事業場がリストアップされていたので、総計では約2500事業場となった。2167事業場のうち、建

表1 公表対象事業場内訳表

種類	事業場数	認定件数											
		労災保険法(2005、2006年度)						救済法(2006年度)				労災保険法 救済法 計	
		労災保 険法 計	うち 死亡	肺がん	うち 死亡	中皮腫	うち 死亡	救済 法 計	肺がん	中皮腫	石綿肺		
公表	第1表	989	915	500	319	146	596	354	358	93	241	24	1,273
	第2表	1,178	975	493	368	151	607	342	240	59	174	7	1,215
	小計	2,167	1,890	993	687	297	1,203	696	598	152	415	31	2,488
公表外	事業場不明	92	59	36	19	10	40	26	33	6	26	1	92
	特別加入者 (一人親方)	91	83	38	39	15	44	23	8	3	5	0	91
	既公表	164	468	252	252	132	216	120	243	110	123	10	711
	小計	347	610	326	310	157	300	169	284	119	154	11	894
	合計	2,514	2,500	1,319	997	454	1,503	865	882	271	569	42	3,382

設事業が1178、建設事業以外（製造業など）は989だった（表2）。

また、今回「公表外」を含む全認定案件の業種別内訳も明らかにされ（表3）、ほとんどすべての業種で労災として被害が認定されていることがわかった。

被害の全貌解明と救済のために

労災認定事業場の情報は、どこで石綿が使用され、被害が発生する可能性が有るのかについての情報の一部に過ぎない。

厚労省には他に、健康管理手帳の交付事業場の情報がある。

環境省は、6地域で健康リスク調査を行う一方、石綿新法による救済給付認定者についてのばく露情報（居住地など）の分析をすすめていると伝えられている。このほか、自治体の中には独自に中皮腫死亡者の調査を行っているところがある。

吹き付け石綿が使用されていた建物や場所については、これまでの吹き付け石綿調

査、除去等対策工事の情報を集中することも今行わなければならないことである。吹き付け石綿の使用箇所については、各工事会社に過去の工事履歴をすべて提出させることも有効だ。

そして厚労省、環境省だけではなく、政府として、収集し、分析した情報を、詳細かつ総合的に、わかりやすい形で国民に広く明らかにしていくべきである。

これまでの石綿使用状況から考えて、特に、建設労働者を中心に石綿被害が集中していくことは確実である。未組織労働者が多数を占め、差別的な雇用慣行のある建設業界の現状を踏まえたとき、労災補償さえ受けられない、労災や救済給付だけで済まされてしまう、といった被害者の権利をないがしろにする事例の多発が大いに懸念される。

そうした事態を抜本的に改善するためにも、徹底した情報公開と格差と隙間のない救済制度の確立に向けた取り組みをすすめていかなければならない。

表2 業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(今回公表分)

	事業場数	認定件数		労災保険法(平成17年度・平成18年度)						救済法			
		うち死亡	小計	肺がん		中皮腫		小計	肺がん	中皮腫	石綿肺		
				うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡						
建設事業	1178	1215	733	875	368	151	607	342	240	59	174	7	
舗装工事業	2	2	1	2	0	0	2	1	0	0	0	0	
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	843	876	595	786	307	130	479	275	190	45	141	4	
既設建築物設備工事業	151	154	83	129	45	15	83	42	26	9	15	2	
機械装置の組立て又は据付けの事業	26	27	18	22	5	2	17	11	5	1	3	1	
その他の建設事業	56	56	36	37	11	4	26	13	19	4	15	0	
鉱業	8	8	7	3	1	0	2	2	5	4	1	0	
金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	7	7	6	3	1	0	2	2	4	3	1	0	
原油又は天然ガス鉱業	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
採石業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
製造業	761	1019	688	727	255	117	472	277	292	80	191	21	
食料品製造業(たばこ等製造業を除く)	9	9	6	7	1	1	6	3	2	0	2	0	
繊維工業又は繊維製品製造業	39	58	35	43	19	7	24	15	13	0	12	1	
木材又は木製品製造業	24	25	17	17	5	2	12	7	8	2	6	0	
パルプ又は紙製造業	11	12	6	11	3	1	8	4	1	0	1	0	
印刷又は製本業	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	
化学工業	60	83	46	69	29	7	40	25	14	3	11	0	
ガラス又はセメント製造業	12	15	11	10	6	2	4	4	5	1	4	0	
コンクリート製造業	10	17	11	13	7	5	6	2	4	3	1	0	
陶磁器製品製造業	2	2	1	2	0	0	2	1	0	0	0	0	
窯業又は土石製品製造業	89	121	95	65	36	23	29	16	56	24	21	11	
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	32	36	21	26	12	4	14	7	10	1	9	0	
非鉄金属精錬業	10	12	7	10	4	1	6	4	2	1	1	0	
金属材料品製造業(鑄物業を除く)	7	10	7	7	0	0	7	4	3	0	3	0	
鑄物業	6	6	5	5	1	0	4	4	1	1	0	0	
金属製品製造業又は金属加工業	67	70	43	59	20	11	38	20	12	3	9	0	
機械器具製造業	75	95	59	69	12	5	57	28	26	2	22	2	
電気機械器具製造業	38	48	30	35	11	5	24	12	13	1	12	0	
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	74	138	106	93	19	12	74	49	45	11	32	2	
船舶製造又は修理業	159	225	159	160	58	29	102	65	65	23	38	4	
計量器、光学機械、時計等製造業	2	3	3	2	1	1	1	1	1	0	1	0	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3	3	1	3	1	0	2	1	0	0	0	0	
上記以外の製造業	31	32	16	22	10	1	12	5	10	4	5	1	
運輸業	79	91	58	68	31	11	38	25	22	4	16	2	
交通運輸事業	13	14	9	14	5	3	9	6	0	0	0	0	
貨物取扱事業	34	37	23	28	11	3	17	11	9	0	8	1	
港湾貨物取扱事業	13	15	9	11	4	1	7	4	4	1	3	0	
港湾荷役業	19	25	17	16	11	4	5	4	9	3	5	1	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	24	28	20	17	8	3	9	6	11	1	10	0	
その他の事業	117	127	87	89	24	15	75	44	28	4	23	1	
清掃、火葬又は畜の事業	9	9	5	9	2	1	7	4	0	0	0	0	
ビルメンテナンス業	7	8	6	5	3	2	2	1	3	0	3	0	
畜産業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	4	4	4	3	1	1	2	2	1	0	1	0	
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	44	44	26	38	5	2	33	18	6	0	6	0	
金融業、保険業又は不動産業	3	3	3	2	0	0	2	2	1	0	1	0	
その他の各種事業	50	59	43	42	13	9	29	17	17	4	12	1	
合計	2167	2488	1591	1890	687	297	1203	696	598	152	415	31	

表3 業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(全認定件数)

	事業場数	認定件数			労災保険法(平成17年度・平成18年度)					救済法			
					うち死亡	肺がん		中皮腫		小計	肺がん	中皮腫	石棉肺
						小計	うち死亡	うち死亡	うち死亡				
建設事業	1356	1414	856	1130	442	185	688	387	284	72	203	9	
建築工事業	2	2	1	2	0	0	2	1	0	0	0	0	
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	1090	1142	698	914	371	159	543	311	228	55	167	6	
既設建築物設備工事業	166	171	83	143	50	18	93	47	28	10	16	2	
機械装置の組立て又は据付けの事業	29	30	20	25	7	3	18	12	5	1	3	1	
その他の建設事業	89	69	44	46	14	5	32	16	23	6	17	0	
鉱業	8	8	7	3	1	0	2	2	5	4	1	0	
金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	7	7	6	3	1	0	2	2	4	3	1	0	
原油又は天然ガス鉱業	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
採石業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
製造業	918	1680	1147	1159	474	227	665	399	521	181	310	30	
食品製造業(たばこ等製造業を除く)	9	9	6	7	1	1	6	3	2	0	2	0	
繊維工業又は繊維製品製造業	44	62	40	47	22	9	25	16	15	0	14	1	
木材又は木製品製造業	25	26	18	17	5	2	12	7	9	2	7	0	
パルプ又は紙製造業	11	12	6	11	3	1	8	4	1	0	1	0	
印刷又は製本業	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	
化学工業	69	117	71	92	41	14	51	32	25	11	14	0	
ガラス又はセメント製造業	17	31	20	24	12	4	12	9	7	1	6	0	
コンクリート製造業	13	22	15	14	8	5	6	2	8	6	1	1	
陶磁器製品製造業	2	2	1	2	0	0	2	1	0	0	0	0	
窯業又は土石製品製造業	128	303	223	170	97	50	73	40	133	69	48	16	
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	38	51	29	38	18	6	20	10	13	2	11	0	
非鉄金属精錬業	10	12	7	10	4	1	6	4	2	1	1	0	
金属材料製品製造業(鋳物業を除く)	9	12	9	8	0	0	8	5	4	0	4	0	
鋳物業	6	6	5	5	1	0	4	4	1	1	0	0	
金属製品製造業又は金属加工業	73	92	56	73	26	13	47	24	19	4	14	1	
機械器具製造業	81	140	90	103	28	14	75	39	37	6	29	2	
電気機械器具製造業	40	50	31	36	11	5	25	12	14	1	13	0	
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	88	205	157	132	30	20	102	64	73	16	54	3	
船舶製造又は修理事業	211	459	321	321	140	71	181	112	138	55	79	4	
計量器、光学機械、時計等製造業	2	3	3	2	1	1	1	1	1	0	1	0	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3	3	1	3	1	0	2	1	0	0	0	0	
上記以外の製造業	38	62	37	44	25	10	19	9	18	6	10	2	
運輸業	83	97	60	74	35	14	39	26	23	4	17	2	
交通運輸事業	14	15	10	14	5	3	9	6	1	0	1	0	
貨物取扱事業	35	39	25	30	12	4	18	12	9	0	8	1	
港湾貨物取扱事業	14	17	10	13	6	2	7	4	4	1	3	0	
港湾荷役業	20	26	18	17	12	5	5	4	9	3	5	1	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	26	34	24	22	11	5	11	7	12	2	10	0	
その他の事業	123	149	104	112	34	23	78	44	37	8	28	1	
清掃、火葬又はと畜の事業	9	9	5	9	2	1	7	4	0	0	0	0	
ビルメンテナンス業	7	8	6	5	3	2	2	1	3	0	3	0	
着床業、管備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	5	5	4	4	1	1	3	2	1	0	1	0	
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	46	46	28	39	6	3	33	18	7	1	6	0	
金融業、保険業又は不動産業	4	4	4	2	0	0	2	2	2	0	2	0	
その他の各種事業	52	77	57	53	22	16	31	17	24	7	16	1	
合計	2514	3382	2201	2500	997	454	1503	865	882	271	569	42	

アスベスト報道ダイジェスト 2008年3月

3/2 建設工事現場でアスベストによる健康被害を受けたとして、東京、神奈川、埼玉、千葉の建設作業員と遺族計205人が、国と建材メーカー10社前後を相手取り、総額約79億円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に5月16日、横浜地裁に6月中旬に提訴する。石綿被害では建設現場での被害を訴える集団訴訟は初めて。

3/4 広島県は新年度、県内約2000の工場や事業場を対象に、設備へのアスベストの使用実態を初めて調査する。使用が判明した設備の管理状況の点検にも着手し、飛散防止策の徹底を促す。

95年1月の阪神大震災直後の建物解体作業でアスベストを吸って中皮腫を発症したとして、兵庫県内の30代男性が姫路労働基準監督署から労災認定を受けていた。阪神大震災の復旧工事で石綿被害の労災が認められたのは、全国で初めて。

3/5 中学3年の男子4人を違法に雇い、うち3人に法定の特別教育や健康診断を受けさせずに熊本県内の工場で石綿除去作業をさせたとして、熊本県の菊池労働基準監督署は、北九州市の建設会社の男性幹部2人を労働基準法違反と労働安全衛生法違反の疑いで熊本地検に書類送検した。

3/6 石綿製品工場「株式会社東洋」の近くに住んでいた森本隆一さんが中皮腫で亡くなった河内長野市で因果関係を明らかにするため、新年度から疫学調査が始まる。市は07年10月、専門家や住民らでつくる調査対策委員会を設けた。委員会は、東洋の半径300M以内の900戸を対象に、4月から疫学調査をする。汚染が裏づけられれば、調査範囲をひろげること検討されており、埋もれた被害者遺族の救済につながる可能性がある。

3/7 電気製品などへの応用が期待される筒状の炭素ナノ材料「カーボンナノチューブ」を投与したマウスに中皮腫ができたことを、国立医薬品食品衛生研究所などが確認した。厚生労働省はナノ材料の安全対策や製造現場での予防策について報告書をまとめる方針。

3/11 ひょうご労働安全衛生センターは9、10両日、阪神大震災で倒壊建物の解体作業に従事し、アスベストを吸った疑いのある人を対象にした電話相談を実施。計103件の相談が寄せられ石綿関連がんの中皮腫や肺がんの死亡例が7件あった。

3/16 クボタ旧神崎工場内の下請け会社「中川工業所」で働き、中皮腫で88年に死亡した男性の妻が、衣類を洗うなどした際に石綿を吸い込んだことが原因とみられる肺がんが死亡したと尼崎労働者安全衛生センターが発表。妻の肺からは1万2903本の石綿小体が見つかった。妻は07年2月に74歳で亡くなった。家庭内で吸引した人の肺がん発症確認は異例。また、このように同じ世帯内で妻子や兄妹ら複数の被害者が出たケースが計9家族に上っていることが初めて明らかになった。これまでに同社に救済金を請求した工場周辺の人は170人に上る。

長崎県西海市の滑石鉱山で働いた経験のあ

る男性が肺がんとなり、アスベストを吸ったためとして労災認定されていたことが分かった。男性は今年1月に肺がんで死亡。

3/17 兵庫県尼崎市のクボタの旧神崎工場の近くに住んだことがあり中皮腫で死亡したが、死後の申請だったため国の石綿新法による救済措置が認められなかった女性の遺族に対して、同社が独自の救済金の給付を決めた。同法が適用されなかった人を、クボタが救済する例が判明したのは初。

3/18 死後に中皮腫などと判明しても、認定申請していなければ石綿健康被害救済法による救済措置が認められない問題について、鴨下環境相は衆院環境委員会で「速やかに検討に入りたい。すき間のない救済にかなうようにしたい」と述べ、同法の見直しに前向きな姿勢を示した。

3/19 旭化成せんいが滋賀県守山市の工場で、法令の基準値を上回る石綿を含む機械の部品を使用したとして、大津労働基準監督署は労働安全衛生法違反の疑いで、同社と元工場長を書類送検。

東京都の町田市教育委員会は、市立町田第三小学校の渡り廊下の耐震補強工事で、天井裏にアスベストを含む吹き付け材が使われていたことを知らずに作業したと発表。同日、渡り廊下への立ち入りを禁止、21日に保護者説明会を開く。

3/20 石綿健康被害救済法が施行されて2年になるのを前に、石綿対策全国連絡会議が東京都内でシンポジウムを開き「救済法の問題点を直ちに是正し、すべての被害者とその家族にすき間なく公正な補償・救済を実現することを強く求める」とのアピールを決議した。

3/24 横浜市鶴見区の元アスベスト建材メーカー、エーアンドエーマテリアル社は、89年に石綿関連がんの中皮腫で死亡した住民の原田サワコさんの遺族に補償金2700万円を支払うことを決めた。初めて被害住民への企業補償が実現する。会社側によると、住民の健康診断で、36人が石綿を吸引した「胸腺肥厚斑」と判定されている。

旧日本エタニットパイプ高松工場の元従業員らが、工社の後継会社「リゾートソリューション」に石綿被害に対する損害賠償を求めている訴訟で、原告の和田志津夫団長らが高松地裁に早期解決を求める1万3175人、849団体の署名を提出した。1月に提出した分も含めた累計は、計1万5900人、1177団体となった。

3/25 約40年前の1969年夏休みに、神戸市内の鉄道車両製造工場で、石綿を吹き付けるアルバイトを約2週間した男性が、中皮腫を発症していたことが分かった。男性は片肺を切除し、労災補償の申請を進めている。

3/26 さいたま市大宮区の小菅仁さんの死因はアスベストの2次被害者として、妻が2次被害を訴える他2人と共に、「リゾートソリューション」に対して治療費など計約1億400万円の損害賠償を求めてさいたま地裁に提訴した。仁さんの97年の

(13Pにつづく)

「元請事業者の配慮」を盛り込んだ 新「交通労働災害防止のための ガイドライン」

すでに進んでいる運送業の下請構造

改正労働安全衛生法を読む ⑧

「交通労働災害防止のためのガイドライン」がこの4月3日に改正された。このガイドラインは、全労働災害の3割を占める交通労働災害について、その防止をはかるため平成6年に策定され、労働時間管理や労働者教育、健康管理などについて個別事業場が取り組むべき対策について記されたものである。特に自動車運転者の労働時間管理については、古くから問題となっており、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」がたびたび改正され、現在は平成元年の労働省告示第7号となっている。ただ、実態としてはこの改善基準を守らない事業場が横行しており、交通労働災害の防止があまり進んでいない。

今回の改正のために昨年10月から開催されていた「交通労働災害防止専門家検討会」の報告書は、「交通労働災害防止ガイドラインは、平成6年に制定されてから14年が経過し、その間、交通労働災害による死亡者は減少傾向であるものの、死傷災害としては近年増加の傾向にあり、特に重大災害は平成6年と比較して約50%の増加となっている状況である。」と現状を指摘、ガイドライ

ン改正の必要性を根拠付けた。

夜中に働いている 日本の運転手の働き方は超変則!?

平成2年の日本労働研究機構委託調査「5カ国生活時間調査報告書」から下の表を引用する。日本、ドイツ、フランスの交替・

交替・変則勤務の国際比較(各時間帯に占める勤務時間の割合)
道路貨物運送業

時間帯	日本	ドイツ	フランス
0時台	47%	19%	25%
1	47	16	17
2	45	15	9
3	44	14	4
4	42	16	10
5	41	22	13
6	38	31	24
7	34	46	36
8	32	61	51
9	31	67	57
10	28	71	57
11	24	70	60
12	19	62	19
13	24	59	28
14	24	63	59
15	28	65	61
16	38	66	61
17	39	55	58
18	48	44	48
19	53	35	39
20	54	29	33
21	53	26	26
22	52	22	23
23	52	20	21

変則勤務に従事するトラック運転手に、24時間の時間帯でどの時間に働いていたかについて調査した数字である。1週間にわたり10分刻みで何をしてきたかを記録し、十分なサンプル数が集まった3カ国について比較したものだ。調査時点が1990だからちょっと古いのだが、道路貨物運送業で働く運転手という職業の国別の違いがよく分かる。たとえば深夜の午前2時台は、日本のトラック運転手は45%が働いているのに対し、ドイツでは15%、フランスでは9%となる。反対に昼の午後2時台は、日本で24%であるのに対し、ドイツで63%、フランスで59%となっている。

日本の道路貨物運送は、長距離輸送は深夜にするのが普通で、運転手の多くが深夜労働という変則勤務が課せられるのに対して、ドイツ、フランスの運転手は、変則であっても多くの運転手が夜は睡眠をとっているというわけである。現在の道路貨物運送業の業態を見ている限り、この状態はおそらく変わっていないことだろう。

交通労働災害の防止対策を進めるうえで、こうした労働時間をめぐる根本問題に対する対策が必要ということがあがるが、今回のガイドラインはまず、現在の運転手が働く事業場等が改善すべき点について、検討会が報告した項目を追加するものとなっている。

元請事業者の配慮は ガイドラインで確保できるか？

新たなガイドラインは、運転手の睡眠時

間の確保に配慮した労働時間管理や走行管理について、走行計画を作成するなどの対策を記することなどによりきめ細かい対策を事業者に求めるものとなっている。

また、労働安全衛生法の過重労働対策との関連から、長時間の時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導の項目が加わったものとなっている。

そしてガイドラインに新たに項を起こして盛り込まれたのが「荷主・元請事業者による配慮等」である。

専門家検討会に出された最初のたたき台は、「荷主による配慮」という言葉だったが、検討会の議論の中で、道路貨物運送業も下請構造が普通になってきており、元請となる運送業者が下請の業者に無理な運行を求める実態が指摘され、あらためて「元請事業者」という言葉が追加されることとなった。

平成18年労働安全衛生法の改正で、製造業の元方事業者に連絡調整義務が課せられることとなったが、今や様々な業種で元請と下請の関係から労働者の健康上の問題が引き起こされつつあり、自動車運転という業務もその典型例といえるだろう。

ガイドラインの性質上、あくまでも指針であり、「配慮すべし」となっているだけだが、はじめて運送業の現状に近い問題指摘がなされたものと評価できるのではないだろうか。

ただ、問題はもっと進んでおり、ガイドラインで配慮を求めたところで、実効性がどの程度あるかは疑問だ。遠くない時期に、下請構造が運行管理に及ぼす悪影響を根本的に排除する対策をとる必要があるといえる。

交通災害防止のためのガイドライン

第1 目的

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示7号。以下「改善基準告示」という。)等とあいまって、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実践等、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的とする。

2 本ガイドラインの対象とする交通労働災害

本ガイドラインの対象とする交通労働災害は、道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車(以下「自動車等」という。)の交通事故による労働災害とする。

3 事業者及び運転者の責務

労働者に自動車等の運転を行わせる事業者(以下「事業者」という。)は、本ガイドラインを指針として、事業場における交通労働災害防止対策の積極的な推進を図ることにより、交通労働災害の防止に努めるものとする。

自動車等の運転を行う労働者(以下「運転者」という。)は、交通労働災害を防止するため、事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する交通労働災害の防止に関する措置に協力することにより、交通労働災害の防止に努めるものとする。

第2 交通労働災害防止のための管理体制等

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、交通労働災害防止に係る安全衛生計画の実施等、交通労働災害防止のための措置を適切に実施する体制を構築するため、次に事項を実施すること。

- (1)安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に係る管理者を選任するとともに、その役割、責任及び権限を定め、それらを労働者に周知すること。
- (2)選任された管理者に対し、必要な教育を実施すること。

2 交通労働災害防止に係る方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

事業者は、交通労働災害防止対策を組織的に実施するため、次の事項を実施すること。

- (1)事業場全体の安全意識を高めるため、事業場の事業を統括管理する者は、交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明を行うとともに、労働者に周知すること。
- (2)事業者は、安全衛生方針に基づき、交通労働災害防止に関する事項を含む安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、労働者に周知すること。
- (3)事業者は、安全衛生目標を達成するため、一定の期間を限り、次に掲げる交通労働災害防止に関する事項を含む安全衛生計画を作成するとともに、その計画を適切に実施、評価、改善すること。

ア 適正な労働時間等の管理及び走行管理等に関する事項

イ 教育の実施等に関する事項

ウ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等に関する事項

エ 健康管理に関する事項

3 安全委員会等における調査審議

安全委員会等(安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等をいう。以下同じ。)において、交通労働災害防止に関する事項について調査審議すること。

また、安全委員会等の中に交通労働災害防止部会を設置する等により、交通労働災害の防止について、重点的に取り組むことが望ましい。

第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

1 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施

事業者は、疲労等による交通労働災害を防止するため、改善基準告示等を遵守し、無理のない適正な運転時間等を設定した適正な走行計画を作成すること等により、自動車(四輪以上に限る。)の運転業務に主として従事している労働者(以下、「運転業務従事者」という。)の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行うこと。

また、事業者は、走行開始又は終了の地点と運転業務従事者の自宅の間の移動に要する時間等の状況を考慮し、十分な睡眠時間を確保するために必要のある場合は、より短い拘束時間（労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計をいう。以下同じ。）の設定、宿泊施設の確保等の必要な措置を講じること。

2 適正な走行計画の作成等

(1) 走行計画の作成及び指示

事業者は、運転業務従事者が乗務を開始する前に、上記1に従い、次に掲げる事項を記載した適正な走行計画を作成するとともに、当該運転業務従事者に対し、適切な指示を行うこと。

なお、事業者は、走行中に作成された走行計画に記載されている事項に変更を行う必要が生じた場合、改善基準告示等を遵守しつつ、必要な変更を行うこと。

ア 走行の開始及び終了の地点及び日時

イ 拘束時間、運転時間及び休憩時間

ウ 走行に際して注意を要する箇所の位置

エ 荷役作業の内容及び所要時間（荷役作業がある場合に限る。）

オ 走行の経路並びに主な経過地における出発及び到着の日時の目安（戸別配送先に対する貨物運送等、配送先が多数であり、かつ毎回異なる貨物運送（以下「戸別配送」という。）、ハイヤー・タクシー等、走行経路を特定することが困難な業態にあっては、記載しないこととして差し支えない。）

また、早朝時間帯に交通事故による死亡災害が多発していることを踏まえ、走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにするとともに、走行する場合は、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する等の交通労働災害防止のために必要な措置を実施するよう努めること。

(2) 走行経路の決定等

事業者は、道路地図、過去の走行記録、各種道路情報提供機関からの道路情報等を収集し、適切な走行経路を決定すること。

事業者は、運転に際して注意を要する箇所の位置、制限速度等交通規制、休憩・仮眠・食事・給油等の場所等を地図に盛り込んだ「交通安全

情報マップ」を作成し、これら情報を適切に伝達するように努めること。

(3) 乗務状況の把握

事業者は、適切な走行管理を行うため、常に運転業務従事者の乗務の状況を把握すること。乗務状況の把握にあたっては、乗務の状況の正確な把握、運転業務従事者の負担軽減のため、運行記録計（タコグラフ）を使用することが望ましいこと。

なお、デジタル式運行記録計（デジタル・タコグラフ）を備えた自動車を使用する場合は、その記録を安全運転指導等に活用することが望ましいこと。

(4) 走行計画どおりに走行できなかった場合の措置

事業者は、走行終了後に走行計画どおりに走行できなかったことを把握した場合、運転業務従事者からの聴取、タコグラフの記録の解析等により、その原因を把握し、次回以降の走行計画の見直しなどを行うとともに、必要に応じ、運転業務従事者の疲労回復に配慮すること。

3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置

(1) 点呼等の実施

事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に業務を開始させる前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。

また、事業者は、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。

なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむをえない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。

(2) 点呼に基づく措置

事業者は、走行前の点呼等において、睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を講じること。

また、1週間連続して1日あたりの拘束時間が13時間を超える等による睡眠不足の累積等

安全な運転に支障があるおそれがあると認められる者に対しては、走行途中に十分な休憩時間を設定する等の措置を講じること。

4 荷役作業を行わせる場合の措置等

(1) 荷役作業を行わせる場合の措置

事業者は、事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者に実施させる場合にあつては、運搬物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保すること。

事業者は、事前に予定していない荷役作業を運転者に行わせる場合は、必要な休憩時間の確保のため、走行計画の変更を行うこと。

荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切な荷役用具・設備の車両への備え付け又はフォークリフト等の荷役機械の使用に努めるとともに、安全な荷役作業方法についての教育を行うこと。

(2) 荷の適正な積載

事業者は、貨物自動車に荷を積載して走行させる場合は、特に次の事項を徹底すること。

- ア 最大積載量を超えないこと。
- イ 偏荷重が生じないように積載すること。
- ウ 荷崩れ又は荷の落下を防止するため、荷にロープ又はシートをかける等の措置を講ずること。

なお、上記の事項については、労働安全衛生規則(以下「安衛側」という。)第151条の10及び第151条の66に規定されているので留意すること。

第4 教育の実施等

1 教育の実施

(1) 雇入れ時等の教育

事業者は、新規雇入れ運転者に対して労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第59条第1項及び第2項の規定により行なう雇入れ時教育及び作業内容変更時教育において、次に掲げる事項を含む教育を行なうとともに、必要に応じて、安全運転の知識及び経験が豊富な運転者等が添乗することにより、実地に指導を行なうこと。

- ア 交通法規、運転時の注意事項、走行前点検の励行等の運転者が遵守すべき事項
- イ 改善基準告示等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項

(2) 日常の教育

事業者は、運転者に対して、運転者の安全な運転を確保するため、次に掲げる事項についての教育の実施又は関係団体が実施する講習会への参加等により、運転者に交通労働災害防止に関する知識を付与すること。

- ア 改善基準告示などの遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項
- イ 警察等からの交通事故発生情報、交通事故の危険を感じた事例(ヒヤリ・ハット事例)、デジタル式運行記録計の記録、ドライブレコーダーの記録等から判明した安全走行に必要な情報に関する事項
- ウ イの情報に基づき、危険な個所、注意事項等を示した交通安全情報マップに関する事項
- エ 交通労働災害に関する法令等の改正等に関する行政機関からの情報

(3) 交通危険予知訓練

事業者は、運転者に対して、実際の運転場面を想定したイラストシート、写真等を用いて、運転者に、交通労働災害の潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を継続的に行なうことが望ましいこと。

2 運転者認定制度等

(1) 運転者認定制度

事業者は、使用する自動車等の運転に必要な資格を有する者のうち、運転適正に応じた一定の教育指導を受けたもの、認定試験に合格したもの等に対して運転業務を認める運転者認定制度を導入することが望ましいこと。

なお、教育指導、認定試験の内容等については、各事業場等の実状に応じて定めること。

(2) 労働者の送迎の際の運転者の指名

マイクロバス、ワゴン車等の自動車によって、労働者を送迎する場合、事業者は、使用する自動車の運転に必要な資格を有する者のうちから特に十分に技能を有する適格者を指名すること。

また、自動車の運転以外の勤務の終了後に労働者を自動車の運転の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するため、自動車の運転以外の勤務の軽減等について配慮すること。

第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

1 交通労働災害防止に対する意識の高揚

事業者は、ポスター又は標語の募集及び掲示、交通労働災害の現場写真の掲示、表彰制度の設立、優良運転者の公表、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図ること。

2 交通安全情報マップの作成

事業者は、警察等から交通事故発生情報、デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行なうことにより、運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を図ること。

第6 荷主・元請事業者による配慮等

荷主及び運送業の元請の事業者は、次に掲げる事項等、交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、実際に荷を運搬する事業者と協働して取り組むよう努めること。

1 荷主・元請事業者の事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量を行なう必要が生じた場合、荷主・元請事業者は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者と協力すること。

2 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行なうこと。また、到着時間が遅延した

結果として、荷主・元請事業者が実際に荷を運搬する事業者に対して、不当に不利益な取扱いを行なうことがないようにすること。

3 荷主・元請事業者は、実際に荷を運搬する事業者に対して、改善基準告示等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないこと。また、無理な運行となるおそれがある場合、到着時間の見直し等を行なうなど協力して安全運行を確保すること。なお、高速道路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。

4 荷主・元受事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行なう等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。

第7 健康管理

1 健康管理

(1) 健康診断の実施

運転者に対し、健康診断を確実に実施するとともに、その結果に基づき、健康状況を総合的に把握したうえで、保健指導等を行なうこと。

なお、安衛法第66条の規定により、雇入れ時及び1年以内ごとに1回、定期に健康診断を行なうことが義務付けられており、特に、深夜業を含む業務等に従事する運転者に対しては、6箇月以内ごとに1回、定期に健康診断を行なうことが義務付けされているので留意すること。

(2) 健康診断の結果に基づく措置

健康診断で所見が認められた運転者に対しては、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に基づき、適切な就業上の措置を講じること。

2 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行なった運転者に対しては、安衛法第66条の8又は第66条の9の規定に基づき面接指導等を行なうとともに、必要があると認められるときは、労働時間の短縮等の適切な措置を講ずること。

3 心身両面にわたる健康の保持増進

運転者の心身両面にわたる健康の保持増進を図るため、事業場における健康の保持増進措置を継続的かつ計画的に講じるように努めること。

4 運転時の疲労回復

運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、運転者に対して、走行経路の途中において、適宜、肩、腕及び腰部のストレッチング、体操等により、運転時の疲労回復に努めるよう指導を行なうこと。

第8 その他

1 異常気象等の際の措置

異常な気象、天災等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行うこと。

また、異常な気象、天災等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めるとともに、必要に応じて、走

行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行なわせる等の適切な指示を行うこと。この場合、運転者には、適宜事業場と連絡をとらせ、その指示に従わせること。

2 自動車の点検

事業者は、自動車等の安全を確保するため、走行前に行なう自動車等の点検等必要な点検を実施し、当該点検により異常を認められた場合は、直ちに補修その他必要な措置を講ずること。

なお、貨物自動車を使用する場合の走行前点検及び事後措置については、安衛側第151条の75及び第151条の76に規定されているので留意すること。

3 自動車に装備する安全装置等

事業者は、交通労働災害を未然に防止し、又は災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自動車に必要な安全装置等を整備することが望ましい。

また、応急修理等に必要な備品等を備えておくこと。

(6 Pのつづき)

死は同社勤務だった父親が持ち帰った防塵マスクなどに付着した石綿が原因だとして00年に同様の訴訟を起こしたが、最高裁で遺族敗訴の1、2審が確定した。しかし石綿救済新法で、仁さんの死因が石綿被害特有の中皮腫と認定されたため、改めて同社を訴えた。

阪神・淡路大震災後の建物解体作業による石綿飛散問題で、兵庫県は初の疫学調査を実施することを決めた。住民健診の結果を分析し、「良性石綿胸水」の発生推移を調べる。震災時にどのくらいの石綿が飛散したのかわかっておらず、早期の発見、治療のため必要と判断した。

3/27 石綿健康被害救済法について、多くの課題が出始めている。27日で施行2年。国は同法の見直しに着手する。同法は2005年3月26日以降に労災補償の時効を迎えた事例について、救済の対象外。気づかぬ間に時効となるケースが出ている。一般住民への救済金給付でも、生前申請が条件のため、支給は認められないケースも。

3/28 アスベストの健康被害をめぐる、厚生労働省は05-06年度に新たに石綿による労災認定を受けた従業員がいた全国2167事業場の名称を公表。05年の前回公表数に比べ5.7倍に急増。だが、公表が遅れ、前回公表した事業場の新たな労災情報を公表しなかったことなど、厚労省は情報公開に消極的。公表されたのは、2167の事業場名と事業場ごとの認定人数、石綿の使用期間、作業内容など。認定人数の内訳は労災が1890人（うち死者993人）、石綿新法は598人。業種別にみると建設業が1178カ所で全体の54.4%。製造業も761カ所で

35.1%と両業種で約9割を占める。

環境省は大気汚染防止法の「特定粉じん発生施設」として届け出が必要な石綿関連製品の製造工場が07年末までに全廃されたと発表。用途が限定的で少量など届け出が必要でない一部を除き、国内の製造拠点はなくなった。

3/29 横浜市は4月から、中皮腫で死亡した市民の調査を始める。昨夏から「健康リスク調査」を実施中の鶴見区だけでなく、他の区でも住民被害が明らかになる可能性がある。対象は03-06年の4年間108人。厚生労働省の死亡小票から抽出。

環境省がアスベストの大気調査で、6種類あるアスベストのうち白石綿しか調べずに「問題なし」と公表していたことがわかった。環境省は調査結果について公表方法を見直す。

東京都大田区でアスベスト関連製品を製造していた「ミヤデラ」大森工場の跡地周辺の住民が中皮腫などを発症していた問題で、区は新たに50～80歳代の男女45人に健康被害を確認したと発表。うち3人は工場の元社員で、29人は社員の家族など。また3人は子どものころ敷地内で遊んでいたが、10人は敷地内に入ったことがなかった。区は今後、被害者への対応策や被害の発生状況を調査する。

3/30 環境省は中皮腫で死亡した人の遺族に直接連絡し、石綿健康被害救済法の対象となりうることを伝える「重点周知事業」を、4月から実施する。中皮腫による死亡者は、1995年以降の人口動態統計による集計で06年までに約9000人いる。各地の保健所に保存されている個別の資料を基に、保健所から遺族に連絡する。

韓国からのニュース

■続報：立って働く労働者に椅子を用意せよ／民主労総サービス連盟、流通サービス女性労働者／健康権確保キャンペーン

「座る権利」のためのサービス労働者の小さな反乱が始まった。一日中立って仕事をして家に帰ると脚がしびれて寝られないというサービス労働者が、「売りに椅子を置く」運動を始めた。19日、民主労総とサービス連盟は記者会見を行って、流通サービス女性労働者の健康権を確保するために「椅子提供運動」を始めると明らかにした。この間、労働安全の領域から疎外され、一日中立って仕事をしなければならないサービス業の女性労働者の健康権のために、椅子の提供を求める「椅子キャンペーン」を行う。

サービス業の労働者にとって椅子は単純に座る道具でなく、「尊重されながら働く権利」の表現である。キム・ジヒ民主労総副委員長は「外国では、立って仕事をするサービス業の労働者に椅子を提供した結果、労働者に加えられる暴力行為が減ったという研究結果がある」とし、「椅子提供キャンペーンが労働者に対する尊重に繋がって、労働者の身体と精神の健康を保障する効果的な手段になることを願う」と話した。

ユン・カンウ源進緑色病院・産業医学課長は、「一日中立って働く場合、下肢静脈瘤と脚と足の筋骨格系疾患はもちろん、心血管系疾患、早産や流産などの危険が高い」として「相当数のサービス業の女性労働者がこのような病気を持っているが、業務上災害という認識さえ持てずにいるのが実情」と指摘した。

民主労総は椅子提供キャンペーンのため

に、来月末までサービス業の労働者の労働条件実態調査を行った後、5月からデパートを中心にした流通売り場に椅子を置くための実質的な活動を展開すると明らかにした。英国テスコは『座って』、三星ホームプラスは『立って』働く

産業安全保健法の産業保健基準に関する規則(第277条)には「事業主は、持続的に立って仕事をする勤労者が、作業中に時々座ることができる機会がある時に、利用できる椅子を備えつければならない」と明示されている。しかし韓国のデパートをはじめとして、大型スーパー、高速道路のサービスエリアなど、ほとんどの売り場では労働者が利用できる椅子を見付けることができない。サービス連盟によると、今はなくなった京畿道(キョンギド)の富川(プチョン)にあった現代ショッピングで、90年代の中頃、労働者が利用できるように椅子を備えつけたことがあるが、「生意気だ」という顧客らの指摘のために、これさえも片づけてしまった。

しかしヨーロッパでは立って仕事をする労働者への椅子の提供は一般化されている。産業安全専門家と労働団体で構成された「立って仕事をする女性労働者に椅子を」事業企画団によると、スウェーデンで一日の業務中の10分の1を立って仕事をする労働者は20%にもならない。またイギリスの最も大きな労組の一つである流通業者労働組合(USDAW)は、長時間立って仕事をする労働者に椅子を提供するのを安全保健の主要な議題としている。

2005年7月のロンドン爆弾テロで、英国の

画廊が「警備を強化する」目的で警備員の椅子を片づけてしまうと、USDAWが強力な抗議運動を始め、警備員の椅子を取り戻したという事例がある。ある靴業者が商店の計算台を、立って作業するやり方に変えるという方針を発表しただけで論議になるほどである。

イギリスの産業安全保健法も韓国と同じように、立って仕事をする労働者に椅子を提供するように規定している。差があるとすれば、韓国に比べてより具体的に示されている点である。イギリスの産業安全保健法には「労働者の作業(または作業の相当量)が座ってできたり、座ってしなければならない作業の場合、労働者に適切な椅子を提供しなければならない」と規定されており、「作業を行う人が不便を感じれば、適切な椅子としてはならない」という但し書き条項も置かれている。また「必要であれば、適切な踏み台が提供されなければならない」という条項もある。

これによってイギリス最大の流通業者であるテスコで働くレジ係は、座って仕事ができるように設計された計算台で仕事をする。ところがテスコが持分の90%近くを所有している三星ホームプラスのレジ係は、一日中立って仕事をしているのが実情である。

キム・シンボム労働安全保健センター教育室長は「韓国の事業主たちは産業安全保健法に対する認識が不足し、椅子を提供しなければならないということ自体を知らず、サービス労働者たちもやはり、座って仕事ができるという事実を全く知らずにいる」とし、「事業主と労働者はもちろん、消費者も『座って仕事をしても、立って仕事をするのと同じサービスの提供がされる』という認識を持たなければならない」と強調した。

2008年3月20日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■特別雇用労働者は労災にあっても『各自で適当に』 / 『つぎはぎ』の産業災害補償保険法7月発効 / 民主労総、改正のために強力闘争を

「すべての労働者は労災保険の全面適用を受けるべきで、保険料は使用者が負担するのが労働者健康権の基本だ」

昨年11月に公布された産業災害補償保険法についての労働界の反応だ。だが労働界の反撥にもかかわらず、この法は2月25日に立法予告された。政府は3月17日までに労使間の意見をまとめた後、7月から全面適用する方針。

民主労総は、これに対して特殊雇用労働者(訳注：一人親方など個人事業主とされている労働者)にも全面拡大適用するように求めた。11日に労働部の前で決起大会を行い、14日にはこれに関する討論会も準備している。

昨年11月に改正公布された産業災害補償保険法に対して、政府は総合専門療養機関の労災保険適用、リハビリ手当の導入など一部改善法案を成果として挙げている。だが休業手当の減額支給、最高・最低補償基準金額の減額、再療養時の休業手当の減額支給など、全般的に補償水準を後退させ被災労働者の權益を侵害しているというのが大半の意見だ。

民主労総は今回改正された産災法が「適用範囲を拡大し、補償水準を強化しなければならない」という立法趣旨に逆行しており、産災保険基金の財政安定化のために被災労働者に犠牲を強要する内容に改悪された」として、全面再改正を求めている。

また産災法がかなりの問題点を持っていると指摘している。民主労総は10日に記者会見を行い、このような問題点に関してひとつひとつ非難した。

特殊雇用職労働者の労災保険、極く一部にだけ適用

今回労災保険を適用される特殊雇用職は4職群で、保険立法による保険設計士、建設機械管理法により登録されたコンクリートミキサー車を所有して直接運転する者、統計法による学習誌の教師、体育施設の設置利用に関する法律により登録されたゴルフ場でゴルフ競技を補助するゴルフ場キャディーだ。その上、今回の改正で含まれた保険設計士は、全保険設計士の半分しか含まれないのが実情だ。

問題は、すでに経済的従属関係による特殊雇用職労働者が、クィックサービス、放送作家、病院看病人など10職種を越えているのに、今回は4職群以外は含まれなかったという点だ。民主労総は「労災保険は社会保険」として、「現在確認されている特殊雇用職労働者はすべて労災保険の適用を受けなければならない」と主張している。加えて「一定の経済的な関係が確認されれば、すべて労災保険を適用しなければならない」と付け加えた。

同一労働条件なのに、保険料徴収は差別

生コン車と貨物運送車を所有して直接運転する労働者は、契約と運行において同じ労働条件である。だがコンクリートミキサー車を運転する労働者だけが今回の改正された労災保険に含まれ、貨物運送車は除かれた。

民主労総は「貨物運送車両の所有者は直接労災保険への加入申請をしなければならない、保険料も本人が100%納付しなければならない」とし、「このような法のダブルスタンダードはなくさなければならない」と主張した。

補償水準を下げて、建設労働者を二重に弾圧

建設労働者の労働災害の深刻性は相当なものである。しかし今回改正された施行令には建設労働者に対する各種の労災補償金を減額している。現在建設日雇い労働者は『通常勤労係数の適用』という規定によって、労働期間が3ヶ月未満で労災にあった場合、平均賃金の73%を適用された。この規定は労働関係が3ヶ月以上持続すれば適用を受けない。しかし今回改正された規定によれば、3ヶ月以上労働関係が持続しても、1ヶ月に22.3日以上働いていないと適用を受けないと改正された。

民主労総は「建設現場の労働条件を少しでも理解するなら、『通常勤労係数適用』が正しく測定、適用されなければならないのに、改正案は後へ後へと後退した」と非難した。ペク・ソッケン建設労組委員長は「建設労働者を保護するのではなく、保護対象から除外するものだ」とし、「政府の保険金財政悪化を日雇い労働者に転嫁することに外ならない」と糾弾した。

民主労総のイ・ソッケン委員長は「特殊雇用職労働者は多くの危険に曝されており、労働条件は本当に劣悪だ」と言い、「これらを保護する制度的装置もキチンと準備されていないのが実情」と主張した。民主労総は今回立法予告された施行令と施行規則が、特殊雇用労働者と建設労働者の現実を考慮しない、誤った改正案であることを明らかにして、労災保険制度を変えるための力強い闘いを展開する方針だ。 2008年3月10日 民衆の声 ホ・ファンジュ記者

前線から

石綿被害調査で イタリア・カザーレ訪問

イタリア

関西国際空港から12時間の長旅の後イタリアのミラノ・マルペンサ空港に着き、その後バスで2時間揺られてトリノ市内へ。ホテルに着いたのは既に深夜だった。調査は翌日から始まった。

調査第一日目：トリノ大学や他の研究者とのミーティング及び研究交流。最初はイタリアでの中皮腫登録制度の研究報告を聞いた。中皮腫登録制度の詳細な仕組みと膨大な記録を拝見。その後トリノ大学に移動して熊谷さんが研究発表。

調査第二日目：カザーレモンフェラート訪問。エタニット（現地ではエタルニットという）という工場で石綿水道管を製造して膨大は被害をだした事で知られている。工場跡地を見学。この工場の被害者は1

400名に上ると聞かされて言葉を失った。その内訳は労働者900名、環境500名だ。現在でも毎年40～50命の中皮腫発症者が出ているという。私達はカザーレの市庁舎で市長をはじめ元労働者・被害者の会の方たちと面談して話を聞くことが出来た。その中で「私の夫をはじめ身内が9名中皮腫で死にました。最初はとても哀しかったけ

れども、前向きに生きる事にしました。」という被害者の会の遺族の話には驚きを通り越して凄まじさを感じた。

午後からは場所を移動してミーティングを行なった。その話の中で、エタニット相手の裁判が非常に難航している事、被害が何故この様に拡大したのか等詳細を聞いた。

調査第三日目：この日は「アスベストセンター」組と「バランジェロ鉱山」組に分かれた。私は鉱山に行く事にした。鉱山は閉鎖され、その後はクリーンアップされているというがまだまだそこら中に原石が転がっているのには問題だと



バランジェロ鉱山記念館

思った。かつてこの鉱山から日本に向けて、潜水艦で石綿が運ばれていたと聞きやはりアスベストは軍事物

資だったのだと改めて感じ入った。正午に皆で合流してミラノへ移動。15時15分発の飛行機で帰路につ

いた。(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子)

患者と家族の会岡山支部設立

岡山

4月6日(日)に「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の岡山支部が誕生した。全国では11番

目の支部となる。ひょうごセンターを中心に関西センター、アスベストセンター等のサポートに

より一年前から準備を進めてきたものだ。そして地元、岡山地区労の協力を得ながら設立の運びとなった。

午前中は医療相談会・午後は支部設立集会が行なわれて集会には約50名の参加があり、名取先生の記念講演終了後は活発な質疑応答が行なわれた。このことでも解かるように岡山は造船所など多くの企業を有する工業地帯だから今後の被害拡大が懸念されている。その様な岡山の地で力強く根付いて行くことを誓い合った。

アスベスト患者と家族の会 岡山支部が発足集会

被害者らの交流情報交換推進

会は04年に発足。北戸市中央区)などが労海道、関東、関西など全国に支部があり、岡山支部は11番目となる。山県は11番目となる。安全衛生センター(神戸)の交流と情報交換を進めている。集会では「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」代表の名取雄司医師が講演し、造船所で働く夫の作業着を洗濯しただけで中皮腫になった女性など、こ



アスベスト患者と家族の会岡山支部設立集会にて、名取雄司医師(岡山市の国際交流センター)が講演する。

アスベスト(石綿)被害者らを支える「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の岡山支部が6日、発足した。岡山市奉還町2の岡山国際交流センターであった設立集会には患者ら約40人が参加。健康相談会も行われた。

【石川勝義】

また、天井に吹き付けた石綿を1畳分はがすと、空気が澄んで見えるまで十数時間かかることを挙げ、「『自分には関係ない』と思っていた患者さんが多い。石綿は予想以上に飛散する」と指摘。疑われる製品、建物の定期的な検証や基本法制定の必要性なども訴えた。

岡山支部の山本和代・世話人(41)は「2年前に父を亡くした時は、先輩たちが理解し、寄り添ってくれた。同じ援助をすることで返してできれば」と話している。問い合わせは「ひょうご労働安全衛生センター」(078・251・1172)。

2008年4月7日毎日新聞

3月の新聞記事から

- 3/1 堺市堺区の化学工場「ステラケミファ三宝工場」で、フッ化水素酸の製造装置から気化した有毒のフッ化水素が漏れた。隣接する昭和電工の作業員23人が病院に運ばれたが、全員軽傷。
- 3/2 広島県呉市IHI呉新宮工場で、クレーン車の鉄製ボックスに乗り高さ約15Mの土台の組み立て作業をしていた作業員が、土台とボックスの間に挟まれ死亡。
- 3/4 約9カ月にわたり事務所のいすに座っているよう命じられるなどパワー・ハラスメントがあったとして、米海兵隊憲兵隊司令部の日本人警備隊に勤務していた基地従業員の男性が、上司だった同隊の日本人副官を相手に300万円の感謝料を求め那覇地裁に提訴した。
- 3/5 神戸市垂水区の垂水国沖約2.4キロの明石海峡で、貨物船やタンカーなどの船舶計3隻が相次いで衝突し、ベリーズ船籍の貨物船1隻が沈没。乗組員のフィリピン人9人のうち6人は救助されたが、3人が行方不明。6人のうち1人が死亡、残る5人は軽症。
- 3/6 鳥取県江府町のJR伯備線で06年1月、作業中の保線区員5人が下り特急にはねられ死傷した事故で、業務上過失致死傷罪に問われた当時の現場責任者のJR西日本米子支社員の判決が鳥取地裁米子支部であり、「JR西にも十分な安全対策がなかった」と禁固3年執行猶予5年とした。
日本マクドナルドの愛知県内の店長だった男性が平成16年11月に脳こうそくで倒れて左腕に障害が残ったのは、過酷な長時間労働が原因だったとして、労災の認定を受けた。
トヨタ自動車堤工場で勤務中に倒れ亡くなった内野健一さんの過労死裁判勝訴確定をうけて、豊田労基署長は遺族補償年金の年金額について、「QCサークル活動」なども労働時間に算定して決定し、妻の内野博子さんに通知した。
- 3/11 新潟県上越市の信越化学工業直江津工場で昨年3月、爆発が起き16人が負傷した事故で、新潟県警捜査1課などは、業務上過失傷害容疑で同工場の第3製造部長ら3人を書類送検。3人は工場内に堆積した粉じんを放置した過失により、昨年3月20日発生した第一次爆発をさらに拡大させ、作業員16人に重軽傷を負わせた疑い。
- 3/13 自律神経失調症になったのは報道機関への内部告発者と勘違いされ、上司からパワー・ハラスメントを受けたのが原因として、千葉県四街道市消防本部の男性消防司令が地方公務員災害補償基金千葉県支部に公務災害の認定を申請した。
- 3/14 名古屋市交通局野並営業所のバス運転手の男性が07年6月、パワー・ハラスメントを示唆する文書を残して焼身自殺した問題で、男性の遺族が公務災害認定を地方公務員災害補償基金名古屋支部に請求する。市側はパワハラを否定。
- 3/16 兵庫県東部の民間保育園で、男性保護者から繰り返し怒鳴られるなどし、ストレス障害やうつ状態となったとして、20代の女性保育士2人が、西宮労働基準監督署から労災認定を受けた。
- 3/17 九州・山口の炭鉱で働き、じん肺になった患者14人らが日鉄鉱業に約4億4600万円の損害賠償を求めた「西日本石炭じん肺福岡訴訟」の控訴審判決が福岡高裁であった。1審福岡地裁判決同様に日鉄の賠償責任を認め、約2億5300万円の支払いを命じた。
- 3/18 IHIの子会社「アイ・エイチ・アイ・エスエーテック」の愛知県知多市にある造船ドックで昨年8月、作業員6人が死傷した爆発事故で、県警捜査1課と知多署は換気装置を設置せずに塗装作業をさせ、爆発を引き起こしたとして、業務上過失致死傷容疑で同社社員ら5人を書類送検。
- 3/19 労働者派遣会社大手「グッドウィル」の宮崎県都城支店が、作中に指を骨折した男性派遣労働者の労災事故を都城労基署に報告せず、必要な治療費を負担しなかったとして同労基署は労働安全衛生法違反などの疑いで、GWと同支店長を宮崎地検に書類送検。
- 3/21 大阪市淀川区で淀川署地域課の署員2人が、不審車両の男に職務質問したところ、別の車にはねられた。1人が重体、もう1人も軽いけが。車2台は逃走したが吹田市内で見つかり、男2人を公務執行妨害容疑で現行犯逮捕。
- 3/24 海上自衛隊のイージス艦「あたご」と「清徳丸」の衝突事故で、あたごで当時当直だった海士長が自殺を図っていたことがわかった。病院で手当てを受けたが、命に別条はないという。
愛知県長久手町の愛・地球博記念公園で、遊具「ファミリースイング」の点検中に男性作業員が挟まれ、遊具の支柱の中から救出したが、間もなく死亡した。
- 3/25 JR岡山駅の山陽線ホームで帰宅途中の県職員が少年に突き飛ばされて線路に転落し、普通電車にはねられ死亡。岡山県警鉄道警察隊員が無職少年を殺人未遂容疑で現行犯逮捕した。
山梨県中央市に住む元トラック運転手の男性が、国と甲府労働基準監督署長を相手取り、休業補償の不支給処分取り消しなどを求め、甲府地裁に提訴。男性は95年に市内の運送会社に入社。疲労の回復が困難になるほどトラックの長距離運転を続け、04年1月に動脈瘤を発症。
- 3/26 福岡県粕屋町の粕屋農協の職員男性が99年に自殺したのは仕事のストレスが原因として、男性の妻が福岡東労働基準監督署の労災不支給処分取り消しを求めた訴訟の判決が福岡地裁であり、業務と自殺との因果関係が認められ処分が取り消された。男性は99年に金融共済課に配属されたが、研修もないままノルマなどが課され、同年5月にうつ病を発症し7月に自殺した。
- 3/27 栃木県内の病院で勤務していた外科医の男性が自殺したのは過労が原因だと、鹿沼労働基準監督署が労災認定していた。長時間労働や転勤、内視鏡検査で患者の大腸に穴を開ける医療事故を起こしたことによるストレスでうつ病になったと認められたという。
- 3/28 NTT東日本のリストラに伴う長期研修後に急性心不全で亡くなった北海道旭川市の元社員の妻らが「研修のストレスが原因」として同社に約7200万円の賠償を求めた訴訟の上告審判決が最高裁第1小法廷であり、「心臓の持病を考慮して賠償額を減らすべきだった」と指摘、約6600万円の支払いを命じた2審札幌高裁判決を破棄して高裁に差し戻した。
うつ病による休職者の職場復帰を支援する医療機関のネットワーク「うつ病リワーク研究会」が発足。全国26医療機関の精神科医約90人が参加。同研究会は効果的な復職支援を行うための情報交換や、企業向けの研修会などを行う。